

◎新潟県告示第1073号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
長岡市社会福祉協議会訪問入浴介護なごか	新潟県長岡市長倉西町 458 番地 1	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成 28 年 7 月 25 日	平成 28 年 9 月 30 日
デイサービスやひこ	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓 3035 番地	社会福祉法人桜井の里福社会	通所介護	平成 28 年 8 月 29 日	平成 28 年 9 月 30 日
よりあいサークルしろとり荘	新潟県胎内市羽黒字白鳥 2247 番地 2	有限会社中条メディカルサービス	介護予防通所介護	平成 28 年 8 月 31 日	平成 28 年 9 月 30 日
デイサービスセンター本町	新潟県上越市本町 2 丁目 6 番 17 号	社会福祉法人上越老人福祉協会	介護予防通所介護	平成 28 年 8 月 10 日	平成 28 年 9 月 30 日